

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成29年度第17回（定例会）

署名人 本仲 範男

委員長 神村 洋子

開催日時 平成29年12月19日（火）

開会 午後3時00分

閉会 午後4時58分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、饒波正博委員、比嘉佳代委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

議事日程 ※日程4～9は非公開案件に該当

- 1 議案第25号 那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について
【文化財課】
- 2 議案第26号 那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について
【文化財課】
- 3 議案第27号 那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の部を改正する規則制定について
【総務課】
- 4 報告1 教育長が臨時代理したことについて
※平成29年度那覇市一般会計補正予算（2月補正）に関する意見の申し出について
【総務課】
- 5 報告3 平成30年度(30年度～32年度)実施計画の査定結果について
【総務課】
- 6 報告4 教育長が臨時代理したことについて
※平成29年度那覇市一般会計補正予算（2月補正）に関する意見の申し出について
(幼稚園関係分) 【こども政策課】
- 7 報告5 平成30年度(30年度～32年度)実施計画の査定結果について(幼稚園関係分)
【こども政策課】
- 8 報告2 教育長が臨時代理したことについて
※県費負担教職員（管理職）の異動に係る内申
【学校教育課】
- 9 報告6 教育長が専決したことについて
※教職員の退職について内申
【学校教育課】
- 10 委員長選挙について
【総務課】

神村委員長 平成29年度第17回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は、本仲委員にお願いいたします。

議案第25号から参ります。議案第25号「那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について」を議題といたします。市民文化部長 徳盛部長、お願いいたします。

徳盛部長 説明させていただきます。提案理由ですが、那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の任期満了に伴い、委員を委嘱する必要があるので、那覇市文化財保護条例第4条及び那覇市文化財調査審議会規則第4条の規定に基づき、提案するものとなっております。詳細については担当課長から説明をさせていただきますと思います。よろしくお願いします。

神村委員長 課長、お願いいたします。

岸本課長 説明申し上げます。お手元の資料の2ページをご覧くださいと思います。こちらに条例の抜粋を掲載してございます。4条、具体的には第2項でございすけれども、調査審議会委員は12名以内及び教育委員会が委嘱すると定めております。この規定に基づきまして、お手元の1ページにございます各委員を議案として提出したところでございます。今回、調査審議会委員につきましては11名、全て再任となっております。実は現在12名の委員がいらっしゃいますけれども、お一人につきましては、体調としても整わないということがございまして、ご本人から辞退したいという申し入れを受けまして、今回は11名での再任の議案となっております。なおこの1名の委員につきましては考古学の専門の委員でございまして、この11名の中にも考古学を専門とする委員も含まれておりますし、次の下の欄にございますように臨時委員の中にも考古学を専門とする委員もおります所から、あえて今回は12名ではなく、12名以内という規定に基づきまして、11名において提案をしたところでございます。続きまして下の欄の臨時委員でございすけれども、こちらは定例の委員会にある出席ということはございませんけれども、それぞれ個別の専門の分野において特にその知見を要するというような案件が生じた際に、調査等を依頼するという内容で、臨時委員としてお願いをする内容ということでございます。この方々につきましては、現在も6名の方々にお願いしておりまして、全て再任という内容となっております。以上、説明でございす。よろしく審議をお願いいたします。

神村委員長 ただ今、説明がありました。この件に関しまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。はい、渡慶次教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 再任は妨げないとありますが、多い方でどの位、再任していただいているのですか。

神村委員長 はい、どうぞ。

岸本課長 再任につきましては、最も多い方で5番目の委員の新城氏につきましては、初回から今回まで継続して委員をお願いしているという状況がございす。

渡慶次教育長 初回からというのは。

岸本課長 今回、回数からいきますと23回目ということになります。

渡慶次教育長 23回ですか。

岸本課長 この方のご専門が植物という所がございまして、中々、他の人を見出すというところが難しいという事情がございまして。

渡慶次教育長 はい、わかりました。ありがとうございます。

神村委員長 ほかにございますか。はい、饒波委員、どうぞ。

饒波委員 臨時調査委員の方で3番目の前田一舟さん、43歳と凄く若い方で、海の文化資料館で学芸員をされているということですが、こういった方でしょうか。

岸本課長 この方はうるま市で実際に学芸員としてはございますけれども、民俗学を専門に行っておりまして、特にこの方は海に関する民俗学ではないんですけれども、民俗学というご専門の中で那覇市内の遺跡に関連して、その学識経験を頂戴するという局面でお願いするということでございます。

饒波委員 学者さんですか。はい、わかりました。

神村委員長 はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 ご高齢の方もいらっしゃるんですが、年齢の制限というのは特になくて、本人のご意思という形になるのでしょうか。

岸本課長 規定上は年齢という特にございませんで、体力の許す限り、知見をこちらに力添えをいただくという対応になっております。

神村委員長 これだけ素晴らしい皆さんがそろっていると思うんですけれども、那覇市ではもっと違う分野で何か必要を要している分野というものはありますか。この文化財のこの審議会に関して。

岸本課長 現在、私どもで対応しております文化財に関しましては、現在、ご提案をさせていただいております、各ご専門の分野において全て網羅されているという認識をしております。

神村委員長 はい、わかりました。はい、ほかにございせんか。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 初回からの方もいらして、何回かもう継続して出ておられる方も多いと思うんですが、ちょっと気になるのは、気持ち的に疲弊しているのではないかなと思うんですが、これはやはり専門的な立場からの人達はそんなに多くはいませんので、こういう方達を大事にしてほしいなと思いますね。

神村委員長 はい、どうぞ。

岸本課長 現在、この調査審議会委員という委員会、審議会につきましては、年間に定例が2回という予定で実施をしているところでございます。特に体力的にご負担になるようなことはないかなと考えております。最近につきましては、ご本人からの内諾という形でご了解も頂戴をしているところでございます。

本仲委員 専門的な立場ですので、是非、大事にしてもらいたいと思いますね。

神村委員長 よろしいですか。現場に行ってこの方達が実際に鑑識をしていると、そういうこともございますか。

岸本課長 はい、各遺跡、あるいは文化財の現場での調査というところもあります。

神村委員長 わかりました。はい、ほかにありませんか。よろしいでしょうか。ご意見がないようですので議案第25号「那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことであります。議案第25号「那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会臨時調査委員の委嘱について」は議決いたしました。続けて参りたいと思います。議案第26号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。では、徳盛部長、お願いいたします。

徳盛部長 提案理由を説明申し上げます。那覇市壺屋焼物博物館協議会委員の任期満了に伴い、新たな委員を博物館法第21条及び那覇市立壺屋焼物博物館条例第15条の規定に基づき委嘱するので、この案を提出するものでございます。詳細については先程と同じように担当課長から説明させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

神村委員長 では、課長、お願いいたします。

岸本課長 ご説明させていただきます。お手元資料2ページに記載されていると思いますが、こちらに理由内容で申し上げました21条というのが下線をされております。この協議会につきましては教育委員会が任命をするという規定となっております。この規定に基づきまして本議案を提出したところでございます。1ページをご覧になっていただきたいと思います。今回の提案の中で、まず新任という形で3名の方々がございます。3段目の方が米倉 外昭様、続きまして4段目、原田 妙子様、もう一つ下にいきまして翁長 由佳様、この3名様が、今回、新任という形になっております。各委員につきましては、それぞれ所属しておられます機関へ推薦を依頼いたしまして、そこからの推薦の回答をいただいて今回このような案を作成しているという経過をしております。3名様については、各所属からこの3名が適当であるということで、ご推薦をいただきまして、今回、議案として提出をしたところであります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

神村委員長 よろしいですか。この件につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 委員のその分類というか、学識経験者というところで3名の方が挙がっているんですが、一般的に学識経験者というのは、教授とか、研究とか、そういったことをされている方を学識研究者という表記にはなるんですが、壺屋焼物博物館協議会委員の学識経験者もその通りなのかというのと、あとは新任の方、コンベンションビューロー

の方もそういったもの、博物館のどの部分の学識経験者なのかなというのをちょっと知りたいと思います。

神村委員長 はい、どうぞ。

岸本課長 ご指摘のように学識経験者は通常は大学教授等の肩書が付いている方々でございます。今回、ご提案させていただいております名簿の中で、それぞれ学識経験者という表記のある方々について、栗国 恭子様については、民族学をご専門に大学の非常勤講師をしておられる方でございます。池田 榮史様は、琉球大学の教授でございます。なおコンベンションビューロー並びに壺屋陶器事業協力組合、まずは壺屋陶器事業協力組合の島袋 常秀様につきましては、元芸大の教授をしておられた方で陶器のご専門の方でございます。そういう所から学識経験者というような形をお願いをしているところでございます。コンベンションビューローの翁長 由佳様でございますけれども、こちらはコンベンションビューローにおいて観光関連の業務に携わっておられるというところで、私共としては、今後、博物館の業務に関しても観光部門という所が重要な視点になりますので、従来からビューローさんをお願いをしているというところで、私共としては学識経験者という形で各委員を認識しているところでございます。

神村委員長 はい、比嘉委員、どうぞ。

比嘉委員 通常ですと、その内容であれば学識経験者ではなく有識者という表現になると思いますが、その変更をする予定はなくて、学識経験者で通されるということですか。

神村委員長 はい、どうぞ。

岸本課長 実は、この括りにつきましては、お手元資料2ページ目にございます。那覇市立壺屋焼物博物館条例の抜粋という所でございますが、こちらの15条の第3項に各号で規定をしております。その4号の中で、学識経験者という表記で規定をさせていただいている所から、現在の所、学識経験者という括りにさせていただいている所でございます。

神村委員長 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

岸本課長 有識者については、再度、検討させていただきたいと思います。

神村委員長 はい、検討するという事で。ほかにございますか。

先ほど観光の関係でとおっしゃっていただきましたが、お話があったコンベンションビューローは、一つ枠を持っているわけですね。それから壺屋小学校、神原小学校、やちむん会の通り会、それから自治会ですか。もっと他にもありますか。先ほどの島袋 常秀様については、壺屋に関する方で、ということもありますか。

岸本課長 壺屋焼に関連する焼物を専門にというところで、通り会組合さんをお願いしているという所でございます。

神村委員長 壺屋色がきちんと出ているという感じがありますよね。見ていると。

岸本課長 基本的には、この博物館の創設当時のテーマとしまして、地域に根差した博物

館を目指すということをいうことを、大きな理念を掲げておりますので、地域に関連する方々を中心に検討していただくというふうな立場でございます。それぞれお願いしている所でございます。

神村委員長 ほかにありませんか。はい、どうぞ。

岸本課長 マスコミについて言えば、琉球新報さん、沖縄タイムスさん、両新聞社の方々からご参加をいただいている所でございますけれども、こちらについても、社会教育関係という視点から、偏るわけにもいきませんので、両紙をこちらとしては地元のマスコミの方々という所で起用して所でございます。

神村委員長 はい、わかりました。ほかにありませんか。よろしいでしょうか。はい、他にご意見がないようですので、議案第26号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことであります。議案第26号「那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について」は議決致しました。

よろしいでしょうか。次、参ります。議案第27号「那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。屋比久生涯学習部長、お願いいたします。

屋比久部長 お願いします。議案第27号でございます。那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定についてでございます。那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。平成29年12月19日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 臨時職員の任用の区分及び基準等を明確化し、併せて所要の規定の整備等を行うため、この案を提出するものでございます。詳細につきましては総務課で説明いたします。

神村委員長 はい、では、仲程総務課長、お願いいたします。

仲程課長 概要を説明いたします。議案第27号、ページをめくりまして、新旧対照表がございます。そして改正の概要【資料】というA4判の1枚ですね。これで概要の説明をいたします。今回の改正ですけれども、大きく4つのことについて改正することになります。まず1番目ですが、任用の区分関係についてということになります。これまでは第1条の文章の中、新旧対照表の文章をご覧になるとわかりますが、文章がズラッと最後まで一文が書かれていると、その中で地方公務員法と育児休業法に係る任用区分をまとめて規定をしておりました。今回、右側の改正の所を見ますと、1号～3号として、3つの任用根拠法令ごとに箇条書きの方法により規定をいたしております。その際に、1号、2号はこれまでもございました、左側ですね。3号の配偶者同行休業に関するものについて、これは追加をしております。3ですね。那覇職員の配偶者同行休業に関する条例（平成29年那覇市条例第1号）第10条第1項第2

号が追加になってございます。次に、2番目の大きな改正、任用の基準関係についてですけれども、第3条関係からなります。任用することが出来る場合とは、どういうことかということを規定している訳ですが、これまでは任用できる場合を任用根拠ごとではなくて、第3条の第1号～第7号までを箇条書きにしておりました。しかし今回、先ほどの3つの任用根拠法令ごとに任用できる場合を規定しました。これが新旧対照表の1ページの右側から2ページの右側までを箇条書きにしております。その中で1ページの第3条、(1)第1条第1号に掲げる規程という項目が1つ、それから2ページ目の(2)第1条第2号に掲げる規程というのでここで2つ目、3つ目が、(3)第1条第3号に掲げる規程ということで、3つの根拠に分けて任用出来る基準を定めました。次に3番目の大きな改正ですけれども、任用の制限関係ということで、7条関係になります。これまでは臨時職員の任用というのは、その根拠、規定にかかわらず全て、期間としては最高1年しか任用出来ない、任用制限を設けていましたけれども、今回その制限を1号の地方公務員法に係るもの以外は撤廃をしたということになります。従いまして、2号の育児休業に係る任用の場合と3号の配偶者同行休業に係る任用は、1年を超えて任用できることとなりました。これが3番目の改正です。それから最後4番目になりますけれども、第9条と10条の規定を整備したということになります。これは2ページから3ページの新旧対照表をご覧になるとわかるんですけれども、2ページ下、第9条の第2項の下線を引いている部分の改正、それから第9条の2、緊急雇用対策臨時職員任用は、これは削除したということになります。この辺は整理ということになります。一番大きなものは先ほどの、1年を超えて任用出来ることにしたということが大きな改正の理由になります。続きまして、この改正の概要の資料の真ん中から下のほうに、ちょっとした図がございます。改正前と改正後、これにつきまして担当の主幹から説明をしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

神村委員長 お願いします。はい、どうぞ。

比嘉主幹 よろしく申し上げます。紙のフロー図のほうです。事例といたしまして、本務職員が育児休業した場合の事例ですけれども、まず上の職員Xという方が本務職員になります。本務職員の方が平成29年8月1日～平成30年7月31日まで1年間、育児休業申請した場合で、さらに保育所に入れなかったとか等の理由で1回延長すると、申請を平成30年8月1日～平成31年3月31日まで、育休の延長申請をした場合、これまで、改正前です。改正前は当初の1年間の育休代替えということで、臨時職員Aさんを任用すること、1年間は出来るんですが、この延長分の平成30年8月1日からの延長分については、これまでは引き続き任用することは出来ませんでした。出来なかったんですが、今回の改正によりまして当初申請の代替えとして1年間出来まし、育休延長の代替えとしても同じ人を引き続きと言いますか、延長申請の代替え

臨時ということで、同じ人を任用することが可能ということになります。これが今回の1年の制限を撤廃したことで、同じ人で任用が可能になるということになります。こちらからの説明は以上となりますので、ご審議のほうをお願いいたします。

神村委員長 はい、この件に関しまして、ご質問、それからご意見等がありましたらお願いいたします。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 今回の説明よくわかりましたけれど、もっと早くやったほうが良かったなと感じがしますね。それからちょっと確認したいんですけども、これも非常に良いなと思っているのが、1ページの改正後の中の第1条の(3)、3号になるんですけども、配偶者の同行休業というのは今までなかったわけですか。これはとっても良いなと思っているんですけど、例えば那覇市の場合は、どういうふうなことが考えられますか。事例として。

神村委員長 はい、どうぞ。

比嘉主幹 この配偶者同行休業に関する条例というのが平成29年4月1日から施行されて、この配偶者の方が外国に行く場合について、外国に赴任することになって、その配偶者についていく場合に休業できるという制度というのが、今年度から出来るということです。

本仲委員 これも早くするべきでしたね。というのは、要するに配偶者が同行していく場合には、退職しなければいけなかったわけですよね。そして退職金が支払われて、例えば那覇市の場合は、また復職という条件はありましたか。

比嘉主幹 この辺はないと思います。

本仲委員 県費採用職員の場合はあるんですよね。教諭の場合、配偶者が、例えば僕がアメリカに行った時に家内は退職をして、また復職する時には初任者という扱いだったんです。その時に何が影響してくるかという、退職金にかなり影響してくる。だからこの辺はやはり処遇の改善ということで働きやすいような職場作りをと思っています。以上です。

神村委員長 はい、渡慶次教育長、どうぞ。

渡慶次教育長 市の職員の場合には海外赴任はもうないですけど、学校の先生方はどうですか。

屋比久部長 配偶者なので民間に努めている旦那さんについていくケースも出る可能性もあると思いますね。

本仲委員 それから文部科学省の研修とか、そういうのはあるんですか。

比嘉主幹 また別の休暇制度等は、あると思います。

本仲委員 ただ、やはり配偶者が外国に行くということも充分考えられるわけですから、この辺の条件整備はとても大事だと思うんですね。働くということについて。

神村委員長 1年で臨時職員の任用が切られていたというのは、驚きましたけれど、学校現場では継続ということで3年は可能なので。そういう意味でね。1年で変わるとまた新し

い人がその仕事をすることになるので無駄があるというかね、効率がよくないということが、現実的にあると思うんですよね。素晴らしいアイデアだと思いますね。ほかにありませんか。はい、どうぞ。

比嘉主幹 補足ですが、法律で制限もかかってきまして、例えば、育休の当初申請が最初から2年申請だった場合には臨時的任用は1年しか出来ないんですね。「当該申請に関して1年を超えて任用することが出来ない」ということで、その申請に関して臨時職員を任用することは出来ます、但し、その臨時的職員については1年を超えたらいけません、ということがあります。今の事例だと、当初申請をまず1年間、延長申請を8ヶ月やりました、という事例ですけど、この当初申請と延長申請が別の申請という考えであれば、同じ人の任用が可能ということになります。

屋比久部長 最初から2年休みます、といった職員の場合は、臨時職員が付くのは1年ですから、2年目からは本務、要するに臨時ではない職員を充てなさい、ということなんです。

比嘉主幹 最初から2年休むとわかっているのであれば、臨時ではなく任期付き採用職員とか、そういうものを検討してはどうですかという考え方ではあります。

屋比久部長 例えば、最初から2年だと、やはり臨時が出来るのは1年、人ひとり、この場合は1年間やって、新しい申請が出たので、その人が引き続きやるのが良いだろうということで、という考え方ですね。最初から何年も先と決まっているのだったら本務なり、任期付き職員なりというふうな配慮をしてくださいということです。

神村委員長 はい、ほかにございませんか。よろしいでしょうか。では、ご意見がありませんので、議案第27号「那覇市市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおり決定してよろしいですか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことであります。議案第27号「那覇市市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部を改正する規則制定について」は議決致しました。

よろしいでしょうか。続きまして、会議の非公開について図りたいと思います。日程4～7については予算要求の処置が含まれていること、又、日程8と9については、人事案件であるため、非公開とすることが適当であると思います。会議の非公開の可否について採決いたします。議事日程4～9については非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしということであります。議事日程4～9については非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

神村委員長 非公開を解きます。続いての議事日程は委員長選挙となります。私の委員長としての任期が平成30年1月4日までとなっておりますので平成30年1月5日からの次

期委員長について、選挙を行います。先に総務課から委員長選挙に関する法令等についての説明をお願いいたします。はい、仲程総務課長、どうぞ。

仲程課長 委員長任期についてですが、新教育長制度が設置されておられませんので、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、同じく改正前の那覇市教育委員会会議規則が適用されることになります。改正前規定は地方教育行政法第12条に委員長に関する規程がありまして、教育委員会が教育長を除く委員のうちから委員長を選挙する。第2項で委員長の任期は1年で再選されることが出来るようになってございます。さらに選挙の方法については改正前は那覇市教育委員会会議規則第2条で規定しておりまして単記無記名投票を行い、得票数の多い方を当選とする。あるいは、委員に異議が無いときは指名推薦の方法を用いることが出来るということになっております。従いまして、まずは投票か、氏名推薦の、どちらかの方法を選択しまして、選択した方法で委員長を選挙していただくというふうになります。はい、以上です。

神村委員長 ただ今、ご説明がありました。選挙の方法は投票または指名推薦があるとのことでした。まずは指名推薦を行って、推薦の無い場合に、または複数の方が推薦された場合に投票ということによろしいでしょうか。

全員 異議なし。

神村委員長 異議なしとのことであります。推薦からいきます。どなたかどうぞ。お願いします。

饒波委員 本仲委員を推薦します。

神村委員長 ただ今、饒波委員からご指名がありましたが委員長は本仲委員ということで、ご異議ないでしょうか。

全員 異議ございません。

神村委員長 異議なしとのことであります。委員長は本仲委員ということで決定いたします。よろしくをお願いいたします。拍手をお願いします。任期は平成30年1月5日から1年となりますが、ただし、現教育長の任期が満了する平成30年4月7日に委員長としての職は失職するということになります。よろしくをお願いいたします。本仲委員は現在、委員長職務代理者となっておりますので、次の職務代理者を定めなくてはなりませんので、委員長に就任する平成30年1月5日の教育委員会会議の際に次の職務代理者を指名していただくこととなります。これで委員長の選挙について終わりたいと思います。以上を持ちまして、平成29年度第17回教育委員会会議(定例会)を終わります。

案件の審議結果

議案第25号	那覇市文化財調査審議会委員及び那覇市文化財調査審議会 臨時調査委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第26号	那覇市立壺屋焼物博物館協議会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第27号	那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の 一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
報告 1	教育長が臨時代理したことについて	承認
報告 2	教育長が臨時代理したことについて	承認
報告 4	教育長が臨時代理したことについて	承認